資料３

# 学校における「いじめの認知から解消の判断」までの流れ（例）

※急を要する事案は、他の業務に優先して、かつ即日対応

**いじめの情報源**
- ○日常の観察　○教育相談
- ○生活ノート
- ○定期アンケート
- ○児童生徒・保護者からの訴え
- ○その他

情報を得た教職員 → **A** いじめ・不登校対策委員会のまとめ役（生徒指導主事又は校長・教頭など）

担任・学年主任 → **A** いじめ・不登校対策委員会のまとめ役（生徒指導主事又は校長・教頭など）

## B 定期の学年会

＜以下の内容を確認して、資料４を作成＞
- ○いじめの認知状況
- ○他学級の担任や教科担から見た気になる状況
- ○既に認知されているいじめに関しての現状等と今後の対応や指導方針及び役割分担

## C 定期のいじめ・不登校対策委員会

＜各学年が作成した資料４をとりまとめ以下を確認＞
- ○各学年のいじめの認知状況
- ○各学年の事案に対する指導方針と役割分担
- ○各事案に対する対策委員会としての指導方針と役割分担
- ○各学年で認知したいじめの解消状況

※　急を要する事案は、学年での協議に優先して、臨時の対策委員会で指導方針等決定

**組織で判断**
- いじめの認知の判断　資料１
- 解消に向けた指導・支援
- いじめの解消の判断　資料２

連携 → **関係機関**
- ○警察
- ○児童相談所
- ○医療機関　等

報告・支援
- 小・中学校 → 市町村教育委員会
- 県立学校 → 県教育委員会

報告・共通理解

**全職員又は関係職員**

**組織で対応**
- ○被害者の安全確保と指導方針に基づく組織的対応・指導
- ○いじめの認知・途中経過・解消について、適時、保護者に説明

報告・共通理解

**職員会議**

児童生徒の継続観察、未然防止の取組、研修の実施　各資料

※認知の判断については、個人で判断することはせず、状況に応じてＡ・Ｂ・Ｃいずれかのタイミングで行う